

南九州市公民館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月3日

南九州市長 塗木弘幸

南九州市条例第8号

南九州市公民館条例等の一部を改正する条例

(南九州市公民館条例の一部改正)

第1条 南九州市公民館条例(平成19年南九州市条例第179号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(公民館の組織)

第3条 公民館に館長及び必要な職員を置くことができる。

別表第2の3の表中

「

調理室(ガス代を含む)	1時間につき110円	
-------------	------------	--

」を

「

調理室(ガス代を含む)	1時間につき110円	1時間につき550円
-------------	------------	------------

」に

改める。

別表第2の4の表中

「

大研修室	1時間につき550円	
------	------------	--

」を

「

大研修室	1時間につき550円	1時間につき1,100円
------	------------	--------------

」に

改める。

(南九州市総合地域施設(農業研修館)条例の一部改正)

第2条 南九州市総合地域施設(農業研修館)条例(平成19年南九州市条例第183号)の一部を次のように改正する。

別表中

大研修室	1時間につき550円	
------	------------	--

」を

大研修室	1時間につき550円	1時間につき1,100円
------	------------	--------------

」に

改める。

(南九州市知覧農業者トレーニングセンター条例の一部改正)

第3条 南九州市知覧農業者トレーニングセンター条例(平成19年南九州市条例第184号)の一部を次のように改正する。

第1条中「南九州市(松山地域)知覧農業者トレーニングセンター」を「南九州市知覧農業者トレーニングセンター」に改める。

別表各研修室の部使用料の項中「大会議室」を「大研修室」に、「小会議室(和室)」を「小研修室(和室)」に改め、同表中

冷暖房	小会議室(和室)	1室につき1時間あたり(ストーブを含む)	220円
-----	----------	----------------------	------

」を

冷暖房	大研修室	1時間当たり	1,100円
	小研修室(和室)	1室につき1時間当たり(ストーブを含む)	220円

」に

改める。

(南九州市手蓑研修館条例の一部改正)

第4条 南九州市手蓑研修館条例(平成19年南九州市条例第185号)の一部を次のように改正する。

別表中

大研修室	1時間につき550円	
------	------------	--

」を

大研修室	1時間につき550円	1時間につき1,100円
------	------------	--------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。